

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第百六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（現行のとおり）</p> <p>別表第二 指定作業場（第二条関係）</p> <p>一 から六まで（現行のとおり）</p> <p>七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項及び第六項、第十四条第一項及び第六項並びに第十四条の四第一項及び第六項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）</p> <p>八から三十二まで（現行のとおり）</p> <p>別表第三から別表第十三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第百六十五条まで（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二 指定作業場（第二条関係）</p> <p>一 から六まで（略）</p> <p>七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項及び第四項、第十四条第一項及び第四項並びに第十四条の四第一項及び第四項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）</p> <p>八から三十二まで（略）</p> <p>別表第三から別表第十三まで（略）</p>

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）  
 新旧対照表（抄）

改正案			現行		
附 則 1 から5まで （現行のとおり） 附則別表			附 則 1 から5まで （略） 附則別表		
有害物質の 種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度	有害物質の 種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)
かつ素及びそ の化合物(単 位 かつ素と して、一リッ トルにつきミ リグラム)	(現行のとおり) 産業廃棄物処理業(国若しくは地方公共 団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の 処理及び清掃に関する法律(昭和四十五 年法律第百三十七号)第二条第四項に規 定する産業廃棄物の処分を業として行 う者(同法第十四条第六項ただし書の規 定により同項本文の許可を受けること を要しない者及び同法第十四条の四第 六項ただし書の規定により同項本文の 許可を受けることを要しない者を除く 。)をいう。)の設置する廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行令(昭和四十六 年政令第三百号)第七条第三号、第五号 又は第八号に掲げる施設を有するもの であり、かつ、海域以外の公共用水域 に汚水を排出するものに限る。)	(現行の と お り)	(略) 産業廃棄物処理業(国若しくは地方公共 団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の 処理及び清掃に関する法律(昭和四十五 年法律第百三十七号)第二条第四項に規 定する産業廃棄物の処分を業として行 う者(同法第十四条第四項ただし書の規 定により同項本文の許可を受けること を要しない者及び同法第十四条の四第 四項ただし書の規定により同項本文の 許可を受けることを要しない者を除く。 )をいう。)の設置する廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行令(昭和四十六年 政令第三百号)第七条第三号、第五号又 は第八号に掲げる施設を有するもので あり、かつ、海域以外の公共用水域に汚 水を排出するものに限る。)	(略)	(略)
	(現行のとおり)				

